

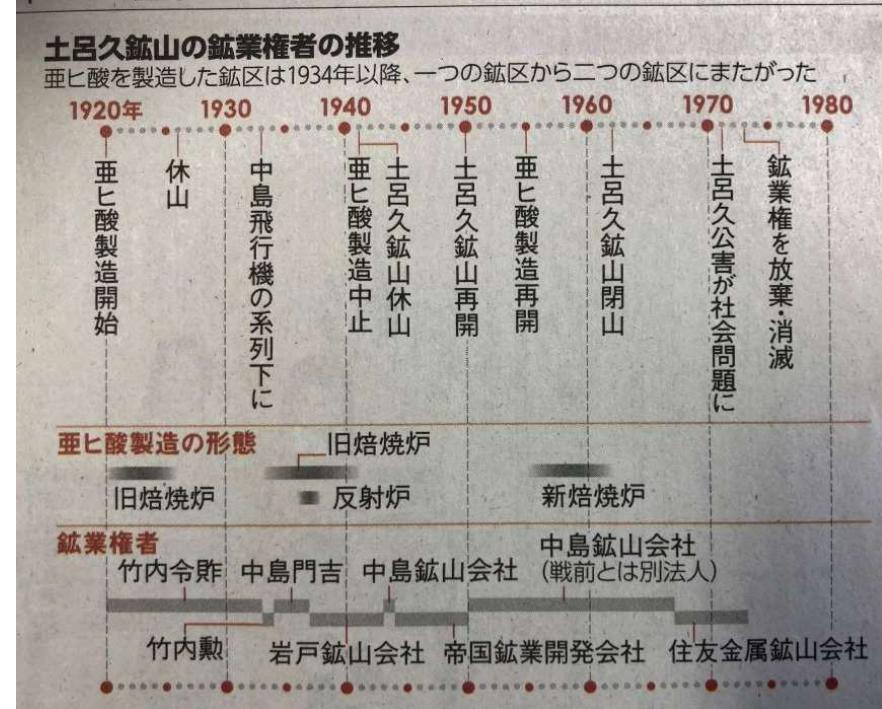
加害なき賠償責任者



土呂久訴訟の法廷

① 加害企業はすでに不在

亜ヒ酸製造に起因する健康被害者に対し賠償責任を負っている企業はどこか？ 1920～33年までは個人経営の時代で責任者は不明。33年から中島飛行機傘下に移り、37～41年は岩戸鉱山会社、55～62年は中島鉱山会社とともに解散。加害企業はすでになくなっている。故意または過失責任を追及しようにも、加害企業が存在しないのである。1972年1月22日の朝日新聞記事は、土呂久に適用される条文として鉱業法109条3項があると紹介した。



鉱業法109条3項 損害の発生の後に鉱業権の譲渡があったときは、損害の発生の時の鉱業権者及びその後の鉱業権者が（略）連帯して損害を賠償する義務を負う

この条項が加わったのは1939年。それ以降の鉱業権者、岩戸鉱山会社、帝国鉱業開発会社、中島鉱山会社、住友金属鉱山会社の4社のうち3社は解散し、存在するのは閉山後に鉱業権を譲渡された住友鉱1社だけだった。「亜ヒ酸をつくっていない住友鉱が全面的に賠償責任を負うのか。特異なケース」と、記事は責任追及の難しさを指摘していた。



② 知事による補償あっせん

宮崎県が7人のヒ素中毒症患者を認定すると、黒木博知事は7人と住友金属鉱山の間の補償あっせんに動いた。見舞金ではなく補償金なので、法的責任を前提にしているはずだが、知事は「責任がどこにあるとかは別として……」と、法律論をあいまいにした。

7人に対するあっせんは、皮膚症状に限った低額補償（1人平均230万円）だったうえに、「将来にわたり一切の請求をしない」という請求権放棄の条項うい盛り込んでいた。納得できない患者は住友金属鉱山を相手にした損害賠償請求訴訟へ進んだ。

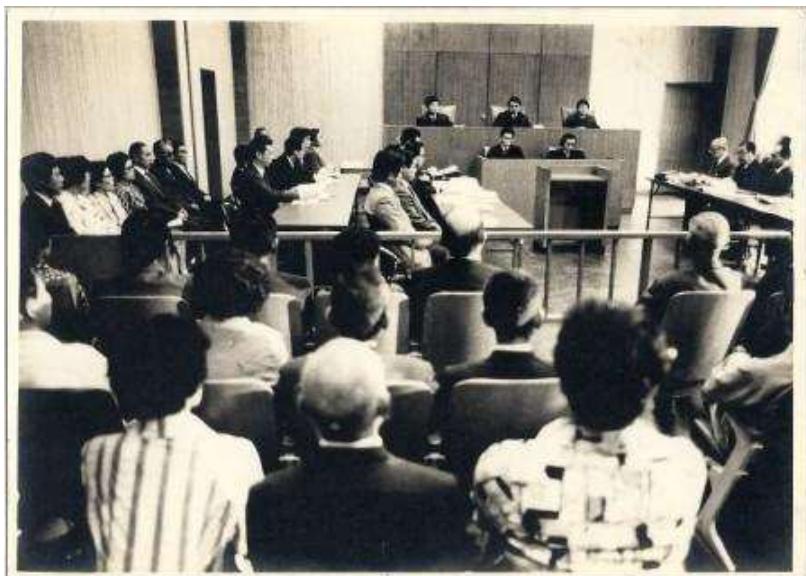
土呂久訴訟で被告の住友鉱は、知事は会社に「ほかに鉱業権者がいないので補償の当事者になってほしい」と申し入れ、被害者には「法的責任の所在を別として補償をあっせんしたい」と伝えており、<法的責任なしの補償>だったと主張した。

被害者から頼まれてもいないのに、なぜ黒木知事は補償をあっせんしたのか？

20年後に黒木氏は「知事が公害あっせんをするなど全国に例がなかった」と語った。
<被害者の立場で補償をあっせんした全国初の知事>の名声がほしかったのではないか。

③ 住友鉱に賠償を求めて提訴

日本弁護士連合会の公害対策委員会は1974年度の主要活動として全国休廃止鉱山鉱害問題に取り組んだ。調査地は、宮崎県土呂久・松尾・島根県 笹ヶ谷・石川県 尾小屋の4カ所。75年3月、大分市でシンポジウムが開かれ、池田純一弁護士が「住友鉱は鉱業法109条によって鉱業権消滅時の鉱業権者として土呂久の被害者に対し無過失賠償責任を有している」と報告した。



土呂久訴訟第1回口頭弁論

74年12月の第3次知事あせんで、3人の患者が低額のあせんを拒否して公害健康被害補償法の適用を選んだ。当時の公健法給付額はきわめて安く、3人は裁判で住友鉱に補償されることを望んだ。

1975年12月、5人の患者と1遺族が住友金属鉱山を相手に宮崎地裁延岡支部に損害賠償請求訴訟を起こした

大分市で開かれた
日弁連報告会



④

一審判決と住友鉱の控訴

主な争点	原告の主張	被告の主張	一審判決
環境汚染	亜ヒ酸製造、ズリの堆積、坑内水の排出等により大気、水質、土壤が汚染された	鉱床地帯で、もともと汚染されており、汚染と鉱山操業の間に関係がない	亜ヒ酸や亜硫酸ガスの排出、捨石・廃石の堆積、坑内水の放流により環境が汚染された
ヒ素中毒の症状	全身の諸臓器に障害をもたらし、しだいに悪化、潜伏期を経てがんをひきおこす	症状は皮膚、鼻、末梢神経に限られ、内臓疾患との因果関係は証明されていない	皮膚、呼吸器、心臓循環、胃腸、肝、神経の障害、肺と喉頭のがんは因果関係がある
責任	鉱業法は、被害者救済の立場から鉱業権を継承した者の連帯賠償責任を定めている	閉山後に鉱業権を譲渡されただけ。操業していない者には賠償義務はない	被告は、損害発生時の鉱業権者、鉱業権者とし、損害賠償責任を負う
知事あっせん	公序良俗に反した知事あっせんは無効。有効だとしても、一部の症状が補償されたにすぎない	「今後一切の請求はしない」と約束しており、あっせんを受けた時点で請求権は消滅している	あっせんの対象は、皮膚、鼻、多発性神経炎に限られ、それ以外の症状は和解の効力が及ばない

住友鉱は「操業していない鉱業権者に賠償責任はない」として福岡高裁宮崎支部に控訴した。

1984年3月、宮崎地裁延岡支部は、住友鉱に請求額の7割にあたる約5億円の賠償を命ずる原告勝訴の判決を言い渡した。

鉱業法上の責任に關し
①この規定が加わった1939年以前の被害に

ついても、同法附則によつて鉱業権者に責任があることは明らか

②鉱業を実施したかどうかに關係なく鉱業権者に賠償責任があると述べて、被告の主張を退けた。

⑤ 鉱業界の反発

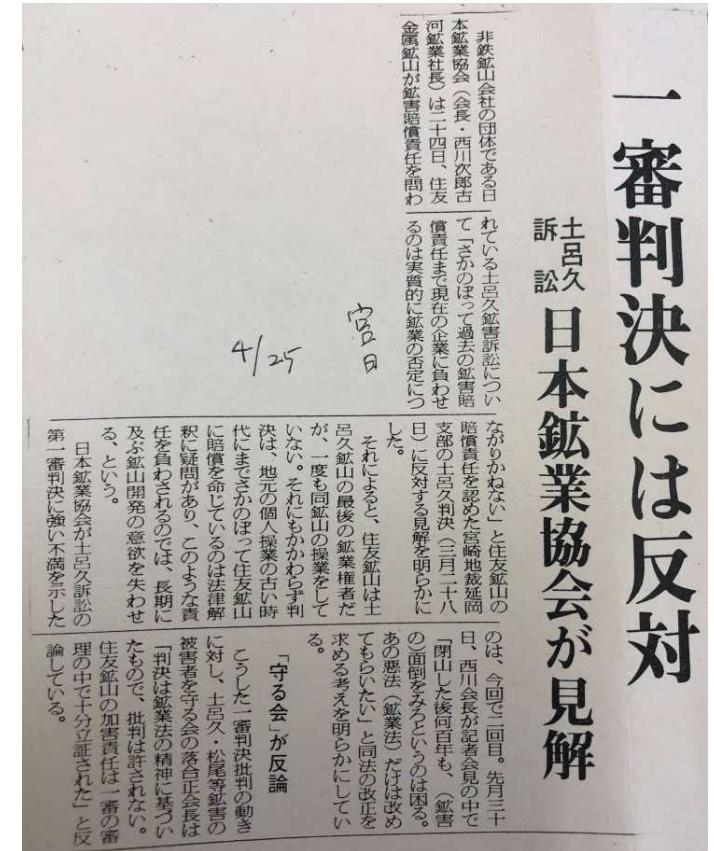
非鉄金属の鉱業・精錬業の会社で作っている日本鉱業会の会長が土呂久訴訟判決後に記者会見し、「あの悪法は改めてもらいたい」と発言。さらに文書を発表して「鉱業は非常に古い産業であり、同じ地域で新たな鉱床の発見が何十何百年の間に繰り返されるのが普通だ。昔々にさかのぼってすべての賠償責任を現在の企業に負わせるのは、実質的に鉱業の否定につながりかねない」と判決に反発した。

1939年に「加害者でなく鉱業権者が賠償責任を負う」という鉱業法の規定が生まれた背景は？

平田慶吉「鉱業法要義」（1937年）より

「被害者側の熾烈な要求と、政府当局の公正な理解とによって（改正される法律は）従来の賠償関係に法的秩序を与え、鉱業権者の行う賠償を合理、適正ならしむるものとして、ひとり被害者の幸福たるに止まらず、兼ねて鉱業権者の利益でもある」

泥沼化する戦争の時代、地下資源開発が急がれる状況下、鉱害賠償を法制化することは「被害者の幸福」だけでなく「鉱業権者の利益」にもなると考えられたのである。



⑥ 鉱山会社に配慮した控訴審判決

1988年9月、福岡高裁宮崎支部は控訴審の判決を言い渡した。亜ヒ酸焙焼による環境汚染、健康被害、鉱業権者の責任は一審判決通りだったのに、「公健法給付の限度において損害の一部が補填されたものと解すべきである」と述べたところで、原告にとって喜びの判決が非情な判決に一転した。

たとえば患者Aさんは、健康被害の損害は3000万円だが、公健法で受給している1819万円を差し引いて高裁が認定した慰謝料は1200万円、すでに一審の仮執行で2309万円を受け取っているので、差額の916万円を住友鉱に返還せよというのである。原告23人（当初の6人から増加）のうち返還を命じられたのは13人で、返還金の総額は1億2700万円を超えた。

住友鉱が上告して訴訟は最高裁に持ち込まれた。弁護団は「最高裁は企業寄りの逆転判決が目立つ。判決をもらうべきでない」という意見に傾き、長引く訴訟に疲れた原告からは「和解で一日でも早い解決を」という声が大きくなかった。90年5月、弁護団は最高裁に和解勧告を要請する上申書を提出した。



新聞は「苦渋の勝利」「勝訴でも喜び半分」といった見出しを付けた

⑦ 原告・被告を納得させた最高裁和解

土呂久訴訟和解条項の骨子

- ▽住友金属鉱山会社は、鉱業権の取得の前後を問わず、土呂久で鉱業法に基づく事業活動をしておらず、事業のための施設を設置したことがない。
- ▽一、二陣訴訟原告がそれぞれの一審判決で受け取った仮執行金合計4億6475万円を住友鉱に返す。
- ▽住友鉱はその同額を「見舞金」として一、二陣原告に一括して支払う。
- ▽この見舞金は公害健康被害補償法13条1項の損害の填補にあたらず、鉱業法上の賠償義務を前提としたものでない。
- ▽原告の損害については今後、公健法と労災法の給付により解決する。



最高裁で和解が成立して、15年におよんだ裁判が終わった。原告から聞かれたのは「勝った」喜びではなく「ほっとした」という安堵の声だった。

「鉱業法に基づく事業活動をしていない」「事業のための施設を設置していない」と事実だけ書いて被告を納得させ、「責任なし」の言葉を使わぬことで原告を納得させる。原告が仮執行で受け取った金額を被告に返し、被告が同額を「見舞金」として原告に一括支払う。補償金の性格が消え、原告個々が受け取った見舞金の額は不明。住友鉱が公健法の賦課金を徴収されることなく、原告は公健法受給を継続できることになった。

⑧

「賠償義務なし」を明記した簡裁即決和解

	最高裁和解	宮崎簡裁即決和解
和解成立日	1990年10月31日	1991年12月2日
健康被害者数（うち死亡者数）	41人（23人）	88人（32人）
見舞金の額	1人平均1130万円	1人一律80万円
住友鉱の事業活動	鉱業権に基づく事業活動をしていない。事業活動のための施設を設置したことはない	鉱業権に基づく事業活動をしていない。事業活動のための施設を設置したことはない
住友鉱の損害賠償義務	触れていない	法律上の損害賠償義務は存在しない
見舞金支払いの根拠	公健法13条1項にいう損害の填補ではない。鉱業法を含む法的義務を前提としている	公健法13条1項にいう損害の填補ではない。鉱業法を含む法的義務を前提としている
今後の救済	今後、公健法及び労災法に基づく給付で解決する	触れていない

最高裁で和解が成立したのは、土呂久訴訟の1陣と2陣の原告41人で、訴訟に加わらなかつた105人の患者が残された。そのうち自主交渉の会の88人と住友鉱が1991年12月に宮崎簡裁で、患者一人に一律80万円の見舞金を支払うなどの内容の即決和解をした。和解条項に、**住友鉱には「鉱業法を含む法律上の損害賠償義務は存在しない」と明記した。**

翌92年2月、住友鉱は最後まで残っていた16人（2人は拒否）と同じ内容で即決和解して**「問題はすべて解決した」と土呂久公害から足を抜いた。**

結び

鉱業法109条は、無過失賠償責任と鉱業権者の連帯責任を定めた「被害者優先」の先駆的条文とされてきた。無過失賠償責任はイタイイタイ病訴訟などで被害者の立証を容易にし、おおいに力を発揮した。鉱業権者の連帯責任に関して、土呂久公害訴訟は「稼行なき鉱業権者」も責任を負う、という新しい問題に挑戦した。土呂久訴訟の3つの判決はいずれも、文字通りに解釈して鉱業権者に賠償責任ありと判断した。鉱業界をあげての反論にあい、最終的に最高裁和解で「責任に触れず」という形で決着した。「稼行なき鉱業権者」の賠償責任追及は難しかった。